

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.012

処 分 名	販売禁止鳥獣等の販売の許可証の再交付
処 分 の 概 要	販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、販売許可証の再交付を受けることができます。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第24条第6項
審 査 基 準	<p>販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けた者は、その者が販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができます。</p> <p>販売許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）二 販売許可証の番号三 販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失した事情
標準処理期間	3日（休日を含まない）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(販売禁止鳥獣等の販売の許可)

第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(略)

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証（以下単に「販売許可証」という。）を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。

(略)

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(販売の許可の申請等)

第二十四条

(略)

4 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 販売許可証の番号

三 販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失した事情

5 販売許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

(略)

■地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

根拠法令及び
関係法令等の抜粋